

議案第94号関連資料

明石市立明石養護学校児童生徒の通学保障について

明石養護学校に通学する児童生徒の学習権の保障と、通学における保護者負担の軽減を図るため、通学用車両の導入し、通学支援を実施していきます。

1 通学支援の必要性について

学校教育法78条では、「特別支援学校には寄宿舎を設けなければならない」と示されており、寄宿舎がない県下の肢体不自由特別支援学校では明石養護学校を除いて、すべて代替措置としてスクールバスを導入しています。

また、令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法には、「保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的な措置を講ずること」と示されており、登下校における通学支援も必要であると考えます。

2 明石養護学校の現状と課題について

【現状】

- 原則として通学は保護者の自家用車による送迎が必要となっています。ただし、運転免許がない、医療的ケアが頻回などの理由によるタクシーの利用も可能としています。
- タクシー利用については、明石市教育委員会と業者が委託契約を結び全額補助を行っています。

【課題】

- 保護者の体調不良や都合により子どもが元気でも学校に通学できない状況が生じています。
- 社会情勢が変化し共働きの家庭の増加など、保護者による送迎が負担になっています。

上記の課題により、明石養護学校への通学を希望しているのに、保護者送迎が必要となるため、地域の学校を選ばざるを得ないというケースも生まれており、保護者からはスクールバス導入など通学方法の選択肢を増やしてほしいと要望が出ています。

3 実施内容

(1) 目的

児童生徒の個別の事情に寄り添って、希望する児童生徒が安全安心に通学できる通学体制を整える。

(2) 使用車両の概要

児童生徒の特性を考慮して、一般的な大型バスやマイクロバスではなく、乗車時間がなるべく少なく、可能な限り子どもの自宅近辺まで行けるような車両と必要台数で計画しています。

	対象児童生徒	人数	通学車両	台数
①	医療的ケアが必要ない児童生徒	17名	2ナンバー車両(12名定員)	2台
②	医療的ケアが必要ない車椅子乗車の児童生徒	5名	福祉車両(3名定員)	2台
③	軽微な医療的ケアが必要な児童生徒	9名	福祉車両(3名定員)	3台
④	高度な安全配慮義務が必要な医療的ケア児	6名	福祉車両(2名定員)	3台

※人数は令和5年度の想定人数

(3) 支援内容

障害の程度に関わらず誰もが安心して利用できるよう、介助員や看護師がスクールバスに同乗し、支援する方向で調整しています。対象児童生徒の人数だけでなく、障害の程度や送迎にかかる時間等を考慮しながら、必要な車両を導入していきます。

4 予算

<新規車両購入費>

- ・14名乗りワゴン車両 2台 4,203千円×2台 = 8,406千円
- ・リフト付き福祉車両 8台 4,403千円×8台 = 35,224千円

合計 43,630千円

※車内置き去り防止システム設置費用も含みます。

【参考】今後想定される運行管理委託等諸経費

人件費（運転手10名、介助員6名）、車両修繕・維持費、燃料費、保険関係、緊急連絡用携帯電話等

合計 72,110千円

5 スケジュール（案）

年	月	事務作業
令和4年	12月	12月補正債務負担行為（車両購入）上程
令和5年	1月	通学車両発注（一般競争入札）
	2月	通学車両業者決定
	3月	令和5年度当初予算（通学車両運行管理委託）上程
	4月以降	通学車両運行管理委託発注（公募型プロポーザル） 通学車両運行管理委託受託者決定 通学用車両納車